子どもの居場所提供促進事業補助金 募 集 要 項

1.事業の目的について

子どもたちが安心して過ごせる「子どもの居場所」づくりを行う団体を募集し、運営費の一部を補助することで活動を支援、促進させるための補助金です。

また、支援が必要と思われる子どもについては、関係機関(こども家庭センターなど) に情報提供していただくことで、早期発見・早期対応につなげることを目的とします。

2. 応募資格

市民活動団体(ボランティア団体、特定非営利活動法人等)や、地域コミュニティ活動団体(町内会、子ども会、PTA等)で、次の要件を全て満たす団体が応募できます。

- (1)構成員が2人以上であること
- (2)組織や運営に関する規約などがあること
- (3)主に市内で活動し、構成員の半数以上が市民、または市内への通勤・通学者であること
- (4)公共の利益に反する行為を行わないこと

3. 対象事業

- (1)市内で行われる活動
- (2)次のいずれかの子どもの居場所づくりを行う活動
 - ①子ども食堂…子どもに食事や軽食の提供を行う活動
 - ②学習支援…学力向上等の支援を行う活動
 - ③体験活動…遊びや運動等、様々な体験・経験を提供する活動
 - ④自由な居場所づくり
 - …子どもが安心して自由に過ごすことができる居場所づくりを提供する活動
- (3)令和8年3月末日までに完了する事業
- (4)月1回程度継続して開催(2か月に1回以上、年6回以上)すること
- (5)参加費は、無料又は少額な材料費等の実費相当額であること
- (6)参加を希望する子どもを広く受け入れ、5人以上の子どもの利用が見込めること
- (7)常時、責任者及び規模に合わせた適切な人員を配置し、安全に配慮して実施する こと
- (8)子ども食堂を実施する場合にあっては、衛生管理及び事故防止のため、管轄の保健所に相談し、指導及び助言を求め、これに従うこと
- ◆次の各号のいずれかに該当する事業は対象になりません。
- (1)法令等に違反し、又は違反するおそれのある事業



- (2)公の秩序又は善良の風俗を害し、又は害するおそれのある事業
- (3)政治活動又は宗教活動を目的とする事業
- (4)営利を目的とした事業
- (5)本事業において、市が実施する他の補助金の交付を受ける(見込みの)事業
- (6)その他、補助金の交付の対象として適当でないと認められる事業

4. 補助金額について

補助金の額は、開催1回につき1万円以内(1団体につき年間10万円以内)、

補助対象経費の全額から参加費、寄附金などの収入を除いた額とします。

なお、「3. 対象事業 (2) ①~④」のうち、複数の活動を同日に同じ場所で一体的に実施する場合は、1回とみなします。

- ※1回あたりの補助対象経費が1万円未満の場合、また年間の補助対象経費が10万円 未満の場合は、その額を対象経費の額とします。
- ※応募多数の場合は、予算の範囲内で金額を調整することがありますので、ご了承くだ さい。

5. 補助対象期間

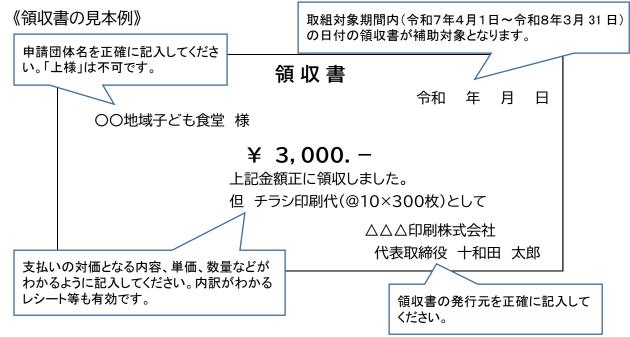
令和7年4月1日(火)~令和8年3月31日(火)

6. 補助対象経費

経費区分		内 容
報償費(謝金)		ボランティアや講師及び協力者(団体構成員を除く)に対する謝礼など
旅費		研修会のための交通費(補助対象経費の合計額の25%以内)
需用費	消耗品費	事業の実施に必要な消耗品費、材料費、学習教材費など
	燃料費	事業の実施に必要な機材、車両等の燃料費
	印刷製本費	看板制作費、ポスター、チラシ、資料等の印刷費など
食糧費·原材料		事業に必要な食料・食材料や各種材料の仕入れ、購入に係る
費		費用
役務費		周知、連絡等に要する郵便料及び振込手数料
		保険の加入に係る費用
使用料及び賃借料		施設、会議室等の使用料
		車両等の賃借料又は機材借上料

- ○補助金で購入した物品は、当該事業のために使用してください。
- ○補助対象となる領収書等の要件について
 - ・日付が事業期間内(令和7年4月1日~令和8年3月31日)であること。

- ・宛名が申請団体名であること。(「上様」等は不可)
- ・品目名が記載されていること。(「お品代」は不可)
- 〇使途が明確になるよう、実績報告時には補助対象経費の領収書等のコピーを提出 していただきます。 なお、領収書等の原本は必ず5年間保存してください。
- ○団体構成員への謝金、人件費は対象となりません。
- ○備品の購入費用(おおむね1万円以上のもの)は対象となりません。



7. 応募方法

申請を希望する団体は、令和7年5月1日(木)から 5 月 30 日(金)までに、「十和田市子どもの居場所提供促進事業補助金交付要綱」に定める下記の書類を、十和田市こども支援課までご提出ください。

【提出書類】

- ① 交付申請書(様式第1号)
- ② 事業計画書(様式第2号)
- ③ 事業収支予算書(様式第3号)
- ④ 団体概要調書(様式第4号)
- ⑤ 団体の規約、会則等、構成員又は役員の名簿 ※提出された応募書類は返却いたしません。
- 活動内容やスケジュールがわかる書類(チラシ や SNS の投稿記事等)もご持参ください。
- ・記入方法に不明な点がある場合など、事前にご相談ください。

【書類の提出先】

十和田市健康福祉部こども支援課こども給付係

住所: 〒034-0081 十和田市西十三番町4-37(保健センター1階)

電話:0176-51-6716

e-mail:kodomo@citv.towada.lg.ip



様式第1号〜第4号は 市ホームページからダ ウンロードできます。

8. 審査方法及び交付決定

申請に係る書類を審査し(必要に応じて現地調査等を行う場合あり)、対象事業及び補助金額を決定し、申請団体宛に交付決定通知書(様式第5号)にて通知します。

9. 補助対象となったら提出する書類(実績報告)

事業完了後、令和8年4月上旬(締切日は追ってお知らせします)までに次の書類を提出してください。

【提出書類】

- ① 実績報告書(様式第6号)
- ② 事業報告書(様式第7号)
- ③ 事業収支決算書(様式第8号)
- ④ 事業実施明細書(様式第9号)
- ⑤ 補助対象経費に係る領収書等の写し
- ⑥ 活動状況の分かる写真



補助金実績報告書受理後、補助金交付額の確定通知書(様式第 10 号)を送付しますので、交付請求書(様式第 11 号)を提出してください。請求書に基づき、補助金を交付します。

また、団体の資金状況によっては、概算払請求書(様式第 12 号)を提出することで、前払いにより補助金を交付することもできます。その場合、確定金額から交付決定額に余剰が生じた場合は、余剰金額を返還していただきます。

※様式第6~12号については、交付決定通知と一緒に送付いたします。

【事業スケジュール】

時期	内容			
5月1日~5月30日	応募期間			
6月上旬~中旬	書類審査により実施団体を決定			
6月下旬~7月上旬	補助金手続き			
翌年3月~4月上旬	実績報告書の提出			

※年度途中に活動状況を確認させていただく場合があります。

10. 個人情報・情報公開等について

応募書類から得た個人情報は、審査、本人への連絡など事務作業で使用します。また、 法令で認める場合を除き、本人の同意なく上記以外に使用することはありません。

補助金の交付を受けた団体等については、名称及び取組の概要を市ホームページ等で公表する予定です。